民間施設緑化推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市における民有地の緑化を促進し、もって都市環境の改善と美しく魅力ある景観づくりを推進するため、民間施設緑化推進事業補助金の交付に関し、宮崎市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）高　　木　成木に達したときの樹高が４m以上の樹木をいう。

（２）中　　木　成木に達したときに樹高が２m以上の樹木をいう。

（３）生　　垣　成木に達したときの樹高が１．０m以上の樹木を連続して配置した垣根で、前面にブロック積み等の構造物（ネットフェンス又はこれに類する透過性のある柵及びネットフェンス等の基礎として設置される高さ３０センチメートル以下の工作物を除く。）がないものをいう。

（４）壁面緑化　つる性植物等を用いて、壁面を覆うように植栽したものをいう。

（５）低　　木　成木に達したときの樹高が２m未満の樹木をいう。

（６）平面緑化　芝、つる性植物等を用いて、水平に連続して植栽したものをいう。

（７）屋上緑化　建築物の上部（地階の上部を除く）に設けられた覆いの上部の緑化を行うもので、植物が長期間生育するために必要な植栽基盤（可動式のものを除く）があるものをいう。

（補助対象工事）

第３条　補助の対象となる工事は、都市計画法第７条第２項に規定する市街化区域（宮崎広域都市計画区域）又は法第８条第１項第１号に規定する用途地域内において、宮崎市緑のまちづくり条例（平成 14 年条例第 45 号）第 26 条の規定に基づき緑化計画の届出のあった民間施設の緑化工事のうち、民間施設緑化推進要綱に適合する緑化方法によって行う緑化工事とする。ただし、他の法令、地区計画又は建築協定等に違反していないものとする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、緑化計画書に関する届出済通知書の交付を受け、当該箇所において対象となる緑化工事を行う者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

（１）国、県及び地方公共団体

（２）市税を滞納している者

（３）宮崎市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 47 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者

（補助対象経費）

第５条　緑化工事に係る経費のうち、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、対象となる範囲は、壁面緑化と屋上緑化を除き、

道路境界から３ｍ以内とする。

（１）緑化計画に記載した樹木等（以下「樹木等」という。）の植栽費（植栽に必要な客土等の資材費を含む。）

（２）樹木等を支えるための支柱、棚及び登はん補助材等の設置費

（３）樹木等を植栽する箇所の整地費、その仕切りのためのブロックや植栽枡等（宅地の地盤面より上部に設置するものに限る。）の設置費

（４）屋上緑化における屋上の防水・防根施設、植栽基盤（可動式のものを除く）及び潅水施設に要する経費

（補助金の交付の条件）

第６条　補助金の交付条件は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１（その額に千円未満の端数がある時は、その端数額を切り捨てる。）以内の額とする。ただし、補助金の額は、屋上緑化を含む場合は３０万円を限度とし、屋上緑化を含まない場合は１５万円を限度とする。

２　前項の規定にかかわらず、補助金の交付申請をしようとする者が、消費税法第３０条の規定に基づき、補助対象工事に係る消費税額を課税仕入れに係る消費税額として控除しようとする者である場合は、補助金の額は、補助対象工事費から消費税額を減じた額に２分の１を乗じて得た額とする。この場合において、千円未満の端数処理及び補助金の限度額については、前項を準用する。

（補助金の申請）

第８条　補助金の交付を申請しようとする者は、当該工事に着手する前に、補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）事業計画書

（２）収支予算書

（３）緑化計画書の届出済通知の写し

（４）所在図（位置図）

（５）工事設計図（植栽平面図等）

（６）工事費見積書又は計算書

（７）工事着工前写真（現況写真）

（８）滞納無証明書

（９）誓約書兼同意書（様式第４号又は第５号）

（補助金の交付の決定）

第９条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、補助金の交付を決定し、補助金交付決定書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第１０条　補助金の交付の決定を受けた後に、当該事業計画を変更しようとする者は、事業計

画変更承認申請書（様式第７号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（１）事業変更計画書

（２）収支変更予算書

（３）緑化計画書（変更）の届出済通知の写し

（４）変更設計図（植栽平面図等）

（５）工事費見積書又は計算書

２　市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、これを承認し、補助事業変更承認通知書（様式第１０号）により、申請者に通知するものとする。

３　第１項ただし書きに規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）申請者又は緑化工事の施行場所の変更を伴わないもの

（２）補助金の増額の変更を伴わないもの

（３）補助金の額が、当初の交付申請額に対し３０パーセント以上の減額を伴わないもの

（実績報告）

第１１条　交付の決定を受けた者は、緑化工事が完了した時は、遅滞なく補助事業実績報告書（様式第１１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）事業実施報告書

（２）決算書又は決算見込書

（３）緑化完了報告書の写し

（４）工事完了写真

（５）緑化工事費の支払いに係る領収書の写し（ただし、領収書の提出ができない場は、緑化工事費の支払いに係る請求書とする。この場合において、領収書の受領後は、速やかにその写しを提出しなければならない。）

（補助金の確定）

第１２条　市長は、補助事業実績報告書の内容の審査及び実地検査により、その工事が補助金交付内容及び付した条件に適合すると認めたときは、補助金等交付確定通知書（様式第１２号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１３条　市長は、前条により確定した額を、申請者の請求（補助金交付請求書（様式第１３号））により交付するものとする。

（交付決定の取消）

第１４条　市長は、補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

２　市長は前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を命じなけれ

ばならない。

３　前二項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成１５年４月１日から施行する。

この要綱は平成１７年４月１日から施行する。

この要綱は平成２１年４月１日から施行する。

この要綱は平成２２年４月１日から施行する。

この要綱は平成２７年１月１日から施行する。

この要綱は平成２７年９月２４日から施行する。

この要綱は平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は令和２年４月１日から施行する。

この要綱は令和３年４月１日から施行する。